

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月及び同年 9 月

国民年金に加入して以降、国民年金保険料は妻が事業所（自営）に出入りしていた金融機関の担当者に夫婦二人分を毎月渡して納付していた。申立期間の 2 か月について妻の記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録は未納とされていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 8 月 19 日に、その時点において遡及して納付することが可能であった 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料（21 か月分）をまとめて過年度納付していることが確認できる。

また、オンライン記録及び上記の被保険者名簿から、申立人は、上記期間に続いて上記の市に住民登録がなされていたと推認できる昭和 62 年度から平成 3 年度までの国民年金保険料も申立期間を除き、全て納付している上、加入手続を行った 62 年度の国民年金保険料は現年度納付していることが確認でき、前後が納付済みとなっており 2 か月と短い申立期間の保険料が納付されない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和41年8月1日、資格喪失日が58年12月30日とされ、この期間のうち、41年8月1日から43年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち、42年4月1日から43年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る75条該当の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日を42年4月1日とし、同年4月から43年3月までに係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から43年4月1日まで

子供が小さかったが、母親が面倒を見てくれるというので昭和41年8月1日からA社に勤務した。入社後に妹を誘い一緒に勤務したので妹より早く厚生年金保険に加入しているはずである（妹は昭和42年6月15日に加入）ので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人のA社C工場における厚生年金保険の被保険者期間は昭和41年8月1日から58年12月30日までとなっており、同期間のうち、41年8月1日から43年4月1日までについては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、申立人の雇用保険の加入記録等から、申立人はこの申立期間のうち42年3月16日以降の期間については同事業所において勤務していたと推認できる。

また、A社C工場の総務担当者（昭和45年当時）及び給与担当者（同）は、従業員から厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していないことに気が付き、事業主（同）に相談の上、遡って同届を提出した旨証言している。

一方、申立期間のうち、昭和42年3月16日から同年4月1日までについては、勤務していたと推認できるものの、45年6月に同事業所が行った厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出において、その遡及した資格取得日が42年4月1日とされていること、同僚の記録からその当時には試用期間があったことが確認できることを踏まえると、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を42年4月分から控除していたものとするのが自然である。

また、昭和41年8月1日から42年3月16日までについては、勤務していたと推認できない上、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和42年4月1日から43年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録（昭和42年4月の標準報酬月額）から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を昭和45年6月に行った結果、社会保険事務所（当時）が厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく処理を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から13年3月まで

申請免除となっている平成10年7月から13年3月までの国民年金保険料について、13年か14年の5月か6月頃に、社会保険事務所（当時）において過去の未納期間の保険料と合わせて50万円を納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録からは、申立期間に係る追納納付書の発行に加え、同納付書発行の前提となる追納申出がなされた事実も確認できないところ、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の追納の申出及び追納した時期についての記憶が曖昧である上、社会保険事務所に納付したと主張する50万円がどの期間に係る国民年金保険料であるかの記憶も定かでない。

また、年金事務所は、窓口で国民年金保険料を現金収納した場合は、納付対象期間等が記載された納付書と複写になっている領収書をその場で交付していると回答しており、支払時には金額のみが記載された領収書を受け取り、納付期間等の明細書は後日郵送されることとなっていたが受け取っていないとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は50万円ちょうどを納付したと主張するが、申立期間に係る追納保険料に、平成13年及び14年頃に申立人が未納であった期間の国民年金保険料を加算しても当該金額とは一致しない。

加えて、基礎年金番号の導入（平成9年1月）に際して事務処理の機械化が図られて以降は、記録漏れ及び記録誤り等が生じることは、通常、考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年3月までの期間、15年4月、同年5月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から8年3月まで
② 平成15年4月及び同年5月
③ 平成15年7月から同年9月まで

申請免除を受けていた申立期間①のうち、数か月分の国民年金保険料を平成17年6月に就職した事業所から支給された給与により納付（追納）した。また、申立期間②及び③についても、同事業所から支給された給与により1か月又は2か月ずつの国民年金保険料を遡って毎月納付したはずであり、これらの保険料については確定申告もしたと思う。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の一部、申立期間②及び③の国民年金保険料を平成17年6月に就職した事業所から支給された給与により納付したと主張しているが、同事業所から申立人に支給された最初の給与は同年6月25日頃であったと述べており、その時点では、申立期間①の一部（平成7年3月及び同年4月）及び申立期間②の一部（平成15年4月）の保険料は、時効により納付することができない上、申立期間②及び③直後の国民年金保険料は17年7月及び同年11月にそれぞれ過年度納付されているが、その納付時点では、同期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が居住する市が保管する申立人の平成17年及び18年に係る給与支払報告書の摘要欄に記載されている「国民年金等」の金額は、オンライン記録により確認できる申立人が当該年に納付した国民年金保険料額と一致している上、同報告書に記載されている社会保険料控除額は、上記の市が

保管する市県民税課税資料に記載されている同控除額とも一致しており、申立人が申立期間の国民年金保険料額を確定申告した事実も確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、かつ、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間でもあり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から49年3月まで

私が58歳か59歳の時に昭和44年から49年頃までの年金記録が記載されたねんきん特別便のような通知が届いた。その通知は紛失してしまったが、申立期間当時は国民年金に加入していたことがうかがえるような記載があったと思う。また、それを受け取った際、申立期間当時に、既に高齢であった父親から私の将来への蓄えとして年金に加入しているという話を聞いていたことを思い出した。20歳になってから結婚するまでの国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に、基礎年金制度が始まり申立人が強制加入の対象となった同年4月1日を資格取得日（第3号被保険者）として払い出されている上、申立人が申立期間当時に居住していた実家のある市において、これとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとするその父親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は62か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、オンライン記録により確認できる申立人が58歳及び60歳の時に通知されているねんきん定期便の内容（加入月数、納付月数等）は、オンライン記録と符合しており、国民年金に加入し

ていたことがうかがえる内容の通知であったとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から4年3月まで
申立期間については、国民年金に未加入の期間とされているが、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録のほか、申立人が居住する市においても申立人に係る国民年金の加入記録は無い上、申立人も申立期間に係る年金手帳を所持していない。その上、平成8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号が、申立人に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとするその母親も加入時期等に係る記憶は定かでなく、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月から同年12月までの期間、16年4月、同年11月から17年4月までの期間及び同年11月から18年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月から同年12月まで
② 平成16年4月
③ 平成16年11月から17年4月まで
④ 平成17年11月から18年1月まで

申立期間については、それぞれ、その前に勤務していた事業所を退職した際に市役所又は社会保険事務所（当時）において、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の申請免除の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が免除期間となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録の勧奨関連対象者一覧作成日及び勧奨事象発生日から、社会保険事務所は申立人が居住する市に対して、申立期間①については平成17年8月23日に、申立期間②については18年2月22日に、申立期間③については同年8月25日に、そして申立期間④については同年9月26日に、それぞれ、申立人が国民年金の加入勧奨の対象者である旨を通知していることが確認でき、この通知時点においてそれぞれの申立期間に係る国民年金に未加入であった申立人は、制度上、それぞれの申立期間の国民年金保険料について遡って免除申請を行うことはできない。

また、オンライン記録の申立期間④に係る加入勧奨通知日（平成18年9月26日）が記載されているページの「適用年月日」欄に申立期間①の始期である平成15年10月1日と記載されていることから、年金事務センターは、申立期間①から④までの期間に係る加入手続は申立期間④に係る加入勧奨通知のあった18年9月26日以降に行われたと考えられる旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間については、それぞれ、その前に勤務していた事業所を退職した際に国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請の手続をしたと主張するものの、その時期等についての具体的な供述は得られない上、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降で、かつ、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことにより、記録漏れ、記録誤り等が考え難いとされる平成14年4月以降の期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

未納になっている国民年金保険料を納付するように書かれたはがきが届いたので、その直後に申立人の母親が市役所において国民年金保険料をまとめて納付した。その後の国民年金保険料は、居住する地区の小学校の P T A 役員が集金しており、母親が両親の分と一緒に納付してくれたはずであるので、未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 1 月に居住する市が職権により払い出していることから、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認され、この時点では申立期間①の一部（昭和 58 年 8 月及び同年 9 月）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人が国民年金に加入した頃に申立期間当時の国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているところ、オンライン記録から、昭和 61 年 2 月 25 日に申立期間①直後の 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることは確認できるが、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

2 上記のとおり、申立人は昭和 61 年 1 月頃に国民年金に加入したものと推認できることから、申立期間②のうち、60 年 4 月から同年 12 月頃までの国民年金保険料については遡及してまとめて納付する必要があるが、申立人の母親は、申立期間当時に国民年金保険料をまとめて納付したのは 1 度

だけであると供述しており、当該納付は上記の 61 年 2 月 25 日に行われた過年度納付と考えられる。

また、申立人の母親は、申立期間②の始期である昭和 60 年 4 月以降の国民年金保険料を集金担当であった小学校の P T A 役員に毎月納付していたと主張するものの、申立人が居住する市及びかつて P T A 役員として集金を担当した者からの聴取内容、さらに国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている近所に居住する同世代の被保険者に係る納付日の記録からみても、市が、加入月の属する年度（申立人の場合は、申立期間②である昭和 60 年度）に係る国民年金保険料の収納を納付組織（小学校 P T A）に行わせていたと推認できるだけの事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②の一部の国民年金保険料に係る時効が完成する直前の昭和 62 年 6 月 11 日に過年度納付書が発行されており、同期間は当時から未納として管理されていることが確認できる上、申立人の母親に当該過年度納付書により同期間の国民年金保険料を遡及納付した記憶もない。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年9月までの期間及び58年4月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から57年9月まで
② 昭和58年4月から61年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親が市職員の集金により納付していたにもかかわらず、未納期間とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫（当時）の国民年金被保険者名簿から、申立期間①と②の間にある昭和57年10月から58年3月までの期間に係る二人の国民年金保険料は59年11月28日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間当時の国民年金保険料について、母親が集金に来る市職員に対し毎月又は2、3か月ごとに納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、申立期間①の国民年金保険料は当該過年度保険料を納付した時点では、時効により納付することができない。

また、申立期間については、一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、申立期間は、合計66か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付され

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年12月までの期間、平成3年5月、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、4年1月、同年2月、同年4月、5年7月、同年8月及び同年10月から7年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年12月まで
② 平成3年5月
③ 平成3年7月
④ 平成3年9月から同年11月まで
⑤ 平成4年1月及び同年2月
⑥ 平成4年4月
⑦ 平成5年7月及び同年8月
⑧ 平成5年10月から7年7月まで

同居していた夫の養母から国民年金に加入するように言われ、結婚（昭和49年10月）した翌月頃に市役所において加入手続を行った。国民年金保険料は当初は婦人会の集金により納付していたが、金融機関において納付したこともある。また、自営業を始めた昭和56年以降は出入りしていた金融機関の担当者に預けて納付しており、一時期は口座振替により納付したこともあったと思う。その後、夫が国民年金に加入してからは夫婦二人分を一緒に納付していた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月に払い出されており、申立人はこの前後に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、申立期間①において任意加入の対象者であった申立人は同期間に遡って国民年金に加入することはできず、同年1月10日とされている資格取得日の記録

に不自然さほうがえない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が記憶している申立期間①の国民年金保険料額は当時の金額と相違している上、申立人が当時居住していた市における国民年金保険料の収納方式は印紙検認方式であり、申立期間①の国民年金保険料を他市にあった金融機関において納付書により納付したこともあるとする申立人の供述には不自然な点が見受けられる。

- 2 申立期間②から⑧までについては、連続する 51 か月の間に 7 回（計 32 か月）に及ぶ未納記録があり、これだけの回数（期間）の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い。

また、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の担当者への依頼、又は口座振替により支払っていたと主張するが、納付状況についての記憶は曖昧である上、申立期間⑥から⑧までについては夫の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、住民票から、異動の始期は不明であるものの、申立人及びその夫は平成 5 年 10 月以前に、当時の国民年金保険料を納付していたと主張する市から他の市へ住所地を異動していたことが確認できるなど、申立期間⑦、⑧当時において生活環境に変化があったことがうかがえる。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 958

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで
昭和 54 年に事業所を退職し、自営でA事務所を始めたので、国民年金に加入した。国民年金保険料と一緒に納付していた妻は納付済みとなっているので、未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿から、申立人の妻は、昭和 53 年 1 月 11 日に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 7 月に払い出されていることから、申立人はこの頃に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 54 年 9 月 21 日に遡って国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料は、上記払出時点においては、過年度納付することが可能であるものの、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、過去の保険料を遡って納付したことはない旨供述している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、これを行ったとするその妻から聴取しても、手続を行った時期について具体的な証言は得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。